（在スペイン日本国大使館からスペイン外務・協力省宛ての口上書）

（訳文）

No.99

口上書

在スペイン日本国大使館は、スペイン外務・協力省に敬意を表するとともに、二千十年十二月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在スペイン日本国大使館は、日本国政府に代わって、スペイン外務・協力省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在スペイン日本国大使館は、更に、スペイン外務・協力省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とスペイン政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条1(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(b)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十五条2及び第十六条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十四条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在スペイン日本国大使館は、更に、スペイン外務・協力省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在スペイン日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてスペイン外務・協力省に向かって敬意を表する。

二千十五年四月十三日にマドリードで

（スペイン外務・協力省から在スペイン日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

口上書

スペイン外務・協力省は、在スペイン日本国大使館に敬意を表するとともに、二千八年十一月十二日に東京で署名された社会保障に関するスペインと日本国との間の協定及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正に言及する二千十五年四月十三日付け在スペイン日本国大使館発口上書第99号を受領したことを確認する光栄を有する。

スペイン外務・協力省は、前記の口上書の内容に同意することを通報する。

スペイン外務・協力省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在スペイン日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年五月十一日にマドリードで

○外務省告示第四十七号

平成二十七年六月八日及び同年七月三十日にブリュッセルで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がベルギー政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在ベルギー日本国大使館からベルギー外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.A J. 15. 058. W Y. C D B

口上書

在ベルギー日本国大使館は、ベルギー外務省に敬意を表するとともに、二千七年一月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在ベルギー日本国大使館は、日本国政府に代わって、ベルギー外務省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在ベルギー日本国大使館は、更に、ベルギー外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とベルギー政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認するよう求める光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条2(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条2(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第二十二条2及び第二十三条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第二十一条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、協定第二条2(a)に定める日本の年金制度から除外され、したがって協定の適用範囲から除外される二千十五年十月一日に導入される退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在ベルギー日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてベルギー外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年六月八日にブリュッセルで

（ベルギー外務省から在ベルギー日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.B3. 3／D S／B 1 L 06. 08. 03／2015／15204

口上書

ベルギー外務省は、在ベルギー日本国大使館に敬意を表するとともに、二千十五年六月八日付けの在ベルギー日本国大使館発口上書第A J. 15. 058. W Y. C D B号について言及する光栄を有する。

ベルギー外務省は、二千十五年十月一日以後の協定の適用に当たり、当該口上書1から3までに掲げる事項は、日本国政府及びベルギー王国政府の相互の理解であることを確認する。

ベルギー外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ベルギー日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年七月三十日にブリュッセルで

○外務省告示第四十八号

平成二十七年六月十七日及び同年七月二日にプラハで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がチェコ政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在チェコ共和国日本国大使館からチェコ共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

C M. 24／2015

口上書

在チェコ共和国日本国大使館は、チェコ共和国外務省に敬意を表するとともに、二千九年六月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在チェコ共和国日本国大使館は、日本国政府に代わって、チェコ共和国外務省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。